

評議員及び役員選任規則

(目的)

第1条 公益財団法人大阪府スポーツ協会（以下「本会」という。）の評議員及び役員（理事及び監事）の選任に関する事項は、法令又は本会定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(評議員候補者)

第2条 定款第13条第1項の規定により、理事会が評議員会に推薦する評議員候補者は、次の各号に掲げる者とし、当該各号に定める人数の範囲内とする。

- (1) 各加盟団体から推挙された者 72名以内
- (2) 理事会が推挙する有識者 3名以内

(役員候補者選考委員会)

第2条の2 第3条第1項又は第4条の規定による理事候補者又は監事候補者の選出は、別に設置する役員候補者選考委員会において行うものとする。

(理事候補者)

第3条 理事候補者は、次の各号に掲げる者の中から当該各号の定める人数の範囲内で選出し、理事会が評議員会に推薦するものとする。

- (1) 加盟競技団体から推挙された者 17名以内
- (2) 加盟組織団体から推挙された者 5名以内
- (3) 有識者 15名以内

2 前項第3号の有識者のうち4名は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大阪府教育庁教育振興室保健体育課長
- (2) 会長が大阪府スポーツ少年団本部長として推挙する者
- (3) 役員候補者選考委員会が本会スポーツ医・科学委員会委員の中から推挙する者
- (4) 本会事務局長

(理事の制限年齢)

第3条の2 理事は、就任時においてその年齢が満70歳未満でなければならない。ただし、前条第1項第3号の規定により選出される者はこの限りでない。

(理事の再任回数制限)

第3条の3 理事の再任は、原則、連続して4回までとする。

2 理事退任後、2期（定款第27条第3項により補欠として選任された任期も1期とみなす。）経過前に理事に再任された場合は、退任前の再任回数も合わせて前項を適用する。

3 理事の再任が連続して4回を超える場合であっても、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠であると役員候補者選考委員会が認める場合は、連続して6回までは再任することができる。

(理事に対する女性の目標割合)

第3条の4 選任された理事に対する女性の割合は、全体の40パーセント以上になるように努めるものとする。

(監事候補者)

第4条 監事候補者は、2名以上3名以内で、有識者の中から理事会が評議員会に推薦する

ものとする。

(規則の変更)

第5条 この規則は、理事会の決議によって、変更することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 財団法人大阪体育協会役員及び評議員選出内規は廃止する。
- 3 この規則は、平成 28 年 6 月 9 日から施行する。
- 4 この規則は、平成 29 年 3 月 8 日から施行する。
- 5 この規則は、平成 30 年 6 月 25 日から施行する。
- 6 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規則は、令和 4 年度定時評議員会の終結の日の翌日から施行する。
- 8 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。